

□■養成所ニュースプラス第 26 号 2023□■

大分、日が短くなってきました。朝晩冷え込む日も増えてきましたが、皆さん体調はいかがですか。この時期に決まって風邪をひく方、今年は十分に気を付けてください。睡眠時間が5時間を切ると免疫力がぐっと下がるといわれています。記憶の点からも寝ることは、覚えたことを保持する大切な行為だそうです。寝ている間に海馬が活躍してくれます。今日もやるべきことをきちんとやって、気持ちよく寝ることにしましょう。

今回は、「地域福祉の理論と方法」(現、地域福祉と包括支援体制)から民生委員・児童委員、「福祉行財政と福祉計画」から民生費の問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 32 回問題 38】民生委員・児童委員についての法律上の規定に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 民生委員は、市町村内の小学校区ごとに 1 名配置する。
2. 主任児童委員は、児童虐待の早期発見と介入のため児童相談所に配属される。
3. 民生委員協議会は、民生委員の職務上必要があるときに関係各庁に意見することができる。
4. 民生委員は、職務上知り得た特定の要援護者個人の情報を広く地域住民と共有してもよい。
5. 民生委員は、その職務に関して市町村長の指揮監督を受ける。

【第 32 回問題 44】「平成 31 年版地方財政白書」(総務省)における民生費に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 地方公共団体の目的別歳出純計決算額のうち、民生費は教育費に次いで多い。
2. 都道府県の目的別歳出では、生活保護費の割合が最も高い。
3. 都道府県の性質別歳出では、扶助費の割合が最も高い。
4. 市町村の目的別歳出では、児童福祉費の割合が最も高い。
5. 市町村の性質別歳出では、人件費の割合が最も高い。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(34 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日(火)に発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、1 週間程度経過しても書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(35 期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

11 月 2 日(木)に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

・(35 期生) 3 学期レポート課題の<テキスト・参考文献>表記に誤りがありましたので、ホームページに訂正を掲載しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1164844&c=3246&d=99c7>

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第36回国家試験は、令和6年2月4日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1164845&c=3246&d=99c7>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて順次公開予定です。

第34・35期生の皆様にご案内を郵送しておりますので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1164846&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1164847&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第36期生の出願を受け付けております。

現在、1期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介くださいますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1164848&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1164849&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1164850&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

養成所ニュースプラス第24号でお伝えいたしましたとおり、年内はお休みします。

【Plus Quiz 正答と解説】

【第32回問題38】民生委員・児童委員は、第35回こそ出題がありませんでしたが、第31回は地域福祉、第32回は地域福祉、低所得、第33回は地域福祉、基盤と専門職、児童、第34回は地域福祉、現代社会、福祉行財政と様々な科目で出題されています。（科目名は略称を使っています。）

民生委員は、都道府県知事の推薦に基づき厚生労働大臣から委嘱され、児童委員も同様です。民生委員は民生委員法に、児童委員は児童福祉法に規定されていますので、職務内容や任期等を確認しておきましょう。

1. ×民生委員法第3条で「民生委員は、市（特別区を含む）町村の区域にこれを置く」と規定されていますが、区域を小学校区に限定してはいません。民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準（4つの区分）を参考にして、都道府県（指定都市および中核市を含む）が、その市町村内の区域ごとに条例で定めています。

2. ×児童福祉法第16条には「厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。」とあります。児童相談所には配置されません。主任児童委員は職務として、関係機関と児童委員との連絡調整や児童委員の活動への援助及び協力を行います。

3. ○民生委員法第24条には「民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具申することができる。」とあります。民生委員協議会については、第20条で「民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見を聞いて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。」と規定されています。

4. ×民生委員法第15条には民生委員の「職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り」とあります。

5. ×民生委員法第17条には「民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。」とあります。

【第 32 回問題 44】 地方分権の流れの中で、地方自治体の事業費が増える一方、都道府県の財政悪化により影響が出る福祉サービスもあります。行政目的に着目した「目的別」と、経費の経済的性質に着目した「性質別」のそれぞれを確認しましょう。

第 31 回は「厚生労働白書」から社会保障関係費の内訳が出題され、第 32 回から 35 回は「地方財政白書」から地方財政や民生費の目的別歳出や性質別歳出の動向が出題されています。4 学期の福祉行財政と福祉計画のレポート課題で「地方財政白書」に目を通した方も多と思います。テキストでは、共通科目 6 「地域福祉と包括的支援体制」第 8 章第 6 節でも複数のグラフが示されています。

最新の「令和 5 年版地方財政白書」（総務省、令和 5 年 3 月）を確認すると、新型コロナウイルス感染症対策による割合の変化こそありましたが、以下の解説であげている傾向に変わりはありませんでした。

1. ×地方公共団体の目的別歳出純系決算額で最も多いのが「民生費」で次が教育費になります。
2. ×都道府県の目的別歳出では、「老人福祉費」が最も多く生活保護費は最も少なくなっています。
3. ×都道府県の性質別歳出では、「補助費等」が最も多く、扶助費ではありません。補助費等とは、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出等をさします。
4. ○市町村の目的別歳出で最も割合が多いのは児童福祉費です。市町村は、児童手当制度の拡充や保育所等の運営・助成、母子家庭対策、障害児通所支援等児童福祉の主な実施主体であるため支出の割合も多くなります。
5. ×市町村の性質別歳出では、扶助費が最も多くなります。扶助費は、社会保障制度として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のことで、生活保護や高齢者・児童・障害者へのさまざまな支援に必要な経費をさします。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus